

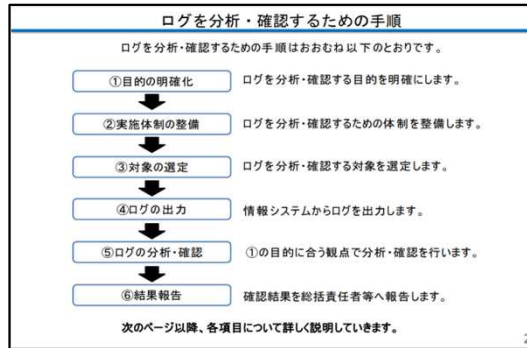
令和 6 年度実施の特定個人情報取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告に関するフォローアップ実施状況

令和 7 年 3 月 5 日

1. ログの分析等関係

ログの分析等の項目について「令和6年度中に実施できない。」と回答した42機関に対して個別に電話連絡し、必要に応じて、ログの分析・確認方法について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、具体的な状況等をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスを行った。

<紹介した資料（一部抜粋）>



③ログを分析・確認する対象の選定

情報システムのログは、取扱事務によっては膨大な量が出されるため、全てのログを網羅的に分析・確認することは、現実的には困難です。そのため、特定個人情報等を取り扱う事務の中で、どのログをどれくらいの期間※に重点的に分析・確認する目的を達成できるかを検討し、選定します。

【検討の結果、分析・確認の対象を選定した例】
 ・税務課は他の課に比べ大量の特定個人情報等を扱うため、操作誤りがないかを確認する。
 ・国民健康保険課は特定個人情報等を外部記録媒体に書き出す業務があり、紛失等での漏えい等の危険があるため、USBメモリの使用ログを確認する。

過去に個人番号が映った画面をプリントスクリーン機能で印刷して持ち出した不正事例があったため、操作内容にプリントスクリーンが使われていないかを確認する。

情報提供ネットワークシステムの副本が正しく登録されているか確認するため、情報提供のエラーログを確認する。

※期間については、毎月や隔月といった短い間隔で行うことが望ましいです。これは、間隔が長くなるとログが大量となり、情報システムがログを出力する際の負荷で停止してしまったり、確認対象とする事務の内容を忘れてしまうためです。また、対象は定期的に変更し、幅広く分析・確認していることを周知すれば、特定個人情報の不適切な取扱いを抑制できることも期待できます。

⑤ログを分析・確認する際の観点

ログを出力したら、表計算ソフトやデータベースソフトに取り込むことで、分析・確認が行いやすくなります。必ずしも高度な分析ソフト等を導入する必要はなく、表計算ソフトのフィルタ機能や検索機能を利用して分析・確認することは可能です。分析・確認する際の観点を以下に例示します。

【分析・確認する観点を例】（不必要な箇所を赤線も出しつけていないものを確認する目的での観点を例示）

日時	操作種別	操作内容	操作場所	操作結果	確認事項
2024/02/28 09:00	ログイン	システム起動	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:05	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:10	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:15	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:20	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:25	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:30	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:35	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:40	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:45	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:50	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 09:55	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:00	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:05	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:10	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:15	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:20	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:25	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:30	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:35	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:40	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:45	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:50	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人
2024/02/28 10:55	検索	特定個人情報検索	税務課	成功	本人
2024/02/28 11:00	印刷	特定個人情報印刷	税務課	成功	本人

- ①不自然な曜日・時間帯等に特定個人情報参照している。
- ②通常とは異なる端末を使用している。
- ③確認が行われていない操作で特定個人情報取得しようとしている。
- ④通常行わない操作で特定個人情報取得している。
- ⑤同一の特定個人情報を確認も参照している。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/log_bunseki.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
ログの分析等	分析・確認手法の専門知識を持つ職員がいなため実施できない。	専門的な知識がなくとも、委員会公表資料に沿って、表計算システムのフィルタ機能等を利用することにより、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。
	他の業務との兼ね合いで多忙であり、実施できない。	全てのログを網羅的に確認しなくとも、不自然な曜日・時間帯に、ログイン、操作していないか等、特定の期間をピックアップすることにより、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。

➤ ログの分析等のフォローアップ総評

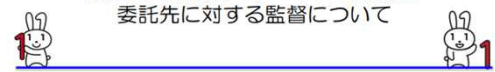
- ◆ 令和6年度中に実施できない理由として、「手法が分からない」、「体制が整っていない」という意見が多かったが、紹介した資料に基づき、ログの分析対象の選定方法やログを分析する際の観点等について説明した結果、多くの機関から令和6年度中に「委員会公表資料を参考として速やかにログの分析を実施したい」といった今後の改善を期待できる発言を得られた。
- ◆ それ以外の令和6年度中にログの分析の対象範囲や分析手法の検討が間に合わないと発言のあった機関においても、令和7年度に改善を行う旨の発言が得られた。

2. 委託・再委託関係

委託先・再委託先の監督について「令和5年度に実施していない。」と回答した46機関に対して個別に電話連絡し、必要に応じて、データ入力業務の委託先に対する監督について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、具体的な状況等をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスをを行った。

< 紹介した資料（一部抜粋） >

特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について



令和4年4月
個人情報保護委員会事務局

はじめに

行政機関等・地方公共団体等（以下「行政機関等」という。）において、書面申請等のある特定個人情報等のデータ入力業務を民間事業者に委託しているケースが見受けられる。

個人番号利用事務等の委託については、番号法第10条第1項及び第11条において、講ずべき措置が規定されている（スライド10参照）。

しかしながら、近時、データ入力業務の委託先において、最初の委託者である行政機関等の許諾を得ることなく、無断で再委託された事業者が相次いで発生している。委託元は、再委託先に対する間接的な監督義務を負っており、再委託先で漏えい等が生じた場合には、再委託元の再委託先に対する監督責任が問われることとなる（スライド7参照）。

そこで、行政機関等におけるデータ入力業務の委託先に対する監督について、特に留意すべき事項を次の4つの段階に分け、それぞれのポイントを紹介する。

なお、マイナンバーガイドラインで求めていること以上のことについても本誌に記載しているが、あくまで手法の例示として記載している点に留意願いたい。

委託について留意すべき各段階

1. 委託先の選定	2. 委託契約の締結
3. 契約履行中の委託先の監督	4. 成果物の納品及び契約終了

※実施方法等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」、特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（本及び（別添1）特定個人情報に関する全書等）並びに「マイナンバーガイドライン」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行規則、運用指針、行政機関・地方公共団体等編）の最新改訂版）に基づき「ガイドライン」に関するQ&A等（事業者版編）とを参照する。


2-1. 委託契約の締結

～委託先における取扱状況の把握に係る規定～

ポイント！

- 番号法第11条に基づき必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料の提出を義務付ける規定を盛り込む。
- 委託先に対し、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を義務付ける規定及び無予告で実地の監査・調査等を行うことができる規定を盛り込む。

※解説
6ページに記載する「契約履行中の委託先の監督」において重要なことは、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握することであるが、委託先の権限を理由として、委託元が行う実地の監査・調査等で十分な証拠を確保することができないことを防ぐために、番号法第11条に基づき必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料を提出しなければならない旨の規定を盛り込む。委託契約において、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を委託先に義務付ける規定を盛り込む。また、委託元が自ら委託先の作業場所に臨場して、特定個人情報等の取扱状況を把握するために、契約期間中、無予告で実地の監査・調査等を行うことができる規定を盛り込む。



実施するために必要な事項を委託契約に盛り込む。

3-1. 契約履行中の委託先の監督

～委託先における取扱状況の把握～


ポイント！

- 契約に基づき、特定個人情報等の取扱状況に関して定期的な報告を受け、契約期間中に無予告で、実地の監査・調査等を行う。
- 定期的な報告や監査・調査等の結果の内容を十分に検討した上で、問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。
- 委託元が履行不能となった場合の対応について事前に検討する。

※解説
契約に基づき、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して定期的な報告を受け、当該報告の内容を十分に検討するほか、契約期間中、実地の監査・調査等を行う。問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。また、実地の監査・調査等については、例えば、次のような観点で実施することが考えられる。

- 作業場等によって作業が行われているか。
- 紙の原簿に基づきデータ入力を行っている場合は、作業場所に現物があろうか。
- 1人当たりの入力時間及び勤務時間を確認し、納品数量と著しい相違がないか。

契約違反による契約解除や側面等により委託した業務が履行不能となった場合の対応について、別の事業者と委託契約等で委託する。委託元自ら入力するなどの対応を事前に検討することで、**今後の事態に対して適切に対応することができる。**



資料URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/itaku_kanntoku.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
委託先の事前確認	契約内容に安全管理措置等を規定しているため事前確認は行っていない。	業務を履行できない業者の可能性もあるため、あらかじめ確認する必要がある旨、説明した。
委託先からの報告	問題が生じた案件がなかったため報告を求めている。	委託先の適正な取扱いを確保するためには、委託先からの報告は重要であり、番号法（※1）第11条で委託先の監督義務がある旨、説明した。
再委託先の事前確認	他の業務もあり実施できなかった。	委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があることから、委託元は再委託先が取り扱う特定個人情報について適切な安全管理が図られているかどうか把握しておく必要がある旨、説明した。
再委託先の監督状況	問題が生じた案件がなかったため報告を求めている。	

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

➤ 委託・再委託のフォローアップ総評

- ◆ 令和5年度中に実施していない理由として、「取りまとめ課の窓口担当者が理解していても、契約所管部署の担当者が実施していない」という意見があった。これに対して、委託・再委託先の監督等を適切に実施することの意義を丁寧に説明し、改めて取りまとめ課の窓口担当者から関係部署に対して、以下の事項等について周知するよう伝えた。
 - 「委託先の安全管理措置について確認する必要があること」
 - 「委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があること」
 これを踏まえ、多くの機関から令和6年度中に「取りまとめ課として、確実に実施しているか確認したい。」といった今後の改善を期待できる発言があった。
- ◆ それ以外の令和6年度のフォローアップのタイミングで委託契約等が終了しており改善できなかった機関においても、令和7年度に改善を行う旨の発言が得られた。

3. その他安全管理措置の項目に係る資料等の送付

ログの分析等の項目及び委託先・再委託先の項目以外の各種安全管理措置の項目について、「令和6年度中に実施できない」と回答した162機関に対して、安全管理措置を徹底してもらうために参考資料として委員会公表資料等をメールにより提供した。

<提供した資料等一覧>

項目	対象機関数	参考資料	リンク先
規程の整備	10	取扱要領の例 「地方公共団体等における特定個人情報等取扱要領等」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chihou_youryou.pdf
事務の範囲の明確化等	8		
研修	46	「特定個人情報の適正な取扱いのための各種研修資料」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/mynumber_kensyuu.pdf
監査の実施	87	「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル～はじめての監査のために～」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kansa_manual.pdf
		「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト～マイナンバーの適正な取扱いのために」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/check_list.pdf
盗難等の防止	47	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の該当箇所	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2405_my_number_guideline_gyousei.pdf
電子媒体の接続制限	10		
アクセス権限の管理	1		

※ フォローアップ対象機関数(162)は重複を省いた数値であるため、各項目における対象機関数の合計値と一致しない。

4. 特定個人情報保護評価関係

特定個人情報保護評価の事後評価に関するフォローアップ

- 令和5年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された下表の6つの事務について、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）が「未実施」と回答した **394機関** に対し、実施状況等の追加調査を行った。当該調査の回答時点においても、事後評価が未実施であった機関に対し、必要に応じて架電等による個別フォローアップを行った。

▶ 定期的な報告で「未実施」と回答した機関数内訳

調査項目	未実施
令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務	47
令和五年度出産・子育て応援給付金の支給事務	25
令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）	140
令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）	145
令和六年度物価高騰対策給付金	348
その他告示に掲げる都道府県又は市町村から支給される給付の支給事務	54

フォローアップ

394/394 機関が
保護評価実施済み
（令和7年3月5日現在）

* フォローアップ対象機関数（394）は重複を省いた数値であるため、各事務における回答数の合計値と一致しない。

※ 保護評価は原則として特定個人情報ファイルの保有前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施する必要があるが、事後評価は、災害その他やむを得ない事由により、例外的に特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後に評価を実施することが認められるものである（特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項）。

このように例外的に事後評価として認められた場合であっても、同項に基づき特定個人情報ファイルの保有後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに保護評価を実施することが必要。